

■ フォローアップ

監査委員が行った指摘及び意見・要望に基づき、知事等が、改善措置を講じたときは、監査委員に通知し、監査委員がこの通知を公表しています。

平成22年は、措置対象となっている988件のうち未措置の436件に対して、313件の改善措置通知を受けました。これにより、平成21年までに改善された552件と合わせて865件（約88%）が改善済となりました。（残りの123件は、一部改善済みのもの、改善策を目下検討中であるものなどです。）

● 主な改善事例

指摘等の内容	措置の結果（改善内容）
<p>都市整備局では、都営住宅の退去者に対し、都営住宅の保証金等の返還がある場合は、退去者が郵便局等に出向いて受け取る方法により返還していましたが、都営住宅の家賃の支払は、大部分が口座振替の方法により行われていることから、退去に当たり、保証金等の返還がある場合の返還方法として、口座振替を選択できるように求めました。</p> <p>【平成20年各会計定例監査 都市整備局】</p>	<p>都営住宅管理総合システムの改修及び事務処理手順の作成を行い、平成22年4月から口座振替による返還を開始しました。</p>
<p>病院経営本部では、研修医の職務住宅として、研修医の入居予定数を調整のうえ、民間賃貸住宅を借り上げていますが、平成21年度において、6月以降利用されていない住宅が見受けられたため、必要のない住宅の借り上げについて、見直すよう求めました。</p> <p>【平成22年各会計定例監査 病院経営本部】</p>	<p>平成22年7月に見直しを行い、必要のない住宅の借上契約を解除しました。</p>